



令和4年10月1日から

初診時・再診時選定療養費の改定について

令和4年度診療報酬改定により、紹介状を持たずに受診された場合、選定療養費（診療費とは別に自己負担いただくことが義務付けられている費用）の額が引き上げられました。

この制度の変更に伴い、令和4年10月1日から当院の初診時及び再診時の選定療養費が次のとおり変更になりますのでお知らせします。

選定療養費の種類	対象の方	変更前	変更後
初診時選定療養費	■ 当院を他の医療機関からの紹介状を持たずに初診で受診される方	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
再診時選定療養費	■ 専門的・急性期の治療終了後、他の医療機関に紹介を行っておりますが、ご自身の判断で引き続き当院を受診される場合、 <u>受診の都度ご負担</u> いただきます。	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

選定療養費をご負担いただく必要のない方

- 他の医療機関からの紹介状（診療情報提供書）をお持ちの方
（人間ドックや健康診断の検査の結果により「精密検査」の指示があった場合）
 - 当院の別の診療科から院内紹介されて受診される方
（当院受診中の方でも、院内紹介なしで新たに別の診療科を受診する場合は選定療養費がかかります。【令和4年10月1日～】）
 - 受診後そのまま入院となられた方
 - 緊急や、やむを得ない場合（救急車での搬送など）
 - 特定の疾患や障害などで、各種の公費負担を受給されている方（子育て支援医療（こども医療）、ひとり親家庭医療、老人福祉医療は対象外で選定療養費がかかります。）
 - 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- ※ 医科と歯科とは健康保険上別の扱いとなりますので、医科と歯科の両方で選定療養費をご負担いただくことになります。

「かかりつけ医」をお持ちいただき、当院を受診される際には紹介状をご持参ください。

病院長